

2005年8月1日

日本共産党武豊町委員会

衣浦港3号地埋立問題に対する日本共産党の見解

さる6月2日、武豊町議会全員協議会において、愛知県環境部から衣浦港3号地埋立に関連して、「広域最終処分場の整備について」説明・申し入れがあり、翌日の各紙がいつせいに大きく報道して、町民の間に大きな驚きと憤りの声が挙がりました。

3号地の埋立問題そのものは、既に1998年（平成10年）3月議会において、愛知県から求められた意見に対して「異議無し」とする議決が行われています。

（注：日本共産党は、「狭い衣浦湾内での新たな埋立は、海の自浄能力を低下させ、環境の汚染と湾内漁業への深刻な影響が避けられない」として反対しましたが、他の会派の賛成多数で可決）

今回、愛知県環境部から説明・申し入れのあった内容は、当初、埋立用材は、航路の浚渫土砂と建設残土によるとしていたものを、産業廃棄物と一般廃棄物によって埋め立てたという埋立用材の変更について、武豊町及び武豊町議会、町民の理解と了承を得たいというものです。（注：埋立面積等、埋立用材以外の事項は変更無し）

既に開催された住民説明会においても、多くのみなさんから厳しい批判と反対の声が出されていますが、衣浦港3号地埋立問題にたいする日本共産党の基本的な態度を、次の通り表明します。

記

1. 衣浦港3号地埋立については、これ以上の衣浦湾の環境悪化を許さないという立場から、埋立そのものに反対している。（平成10年3月議会において反対）
2. 埋立用材を、浚渫土砂及び建設残土から、産業廃棄物及び一般廃棄物に変更することは、周辺海域への廃棄物の飛散、処理場内水の浸出、害虫生物の発生、悪臭など、生活環境の悪化と健康被害が危惧される。

3. 愛知県環境部の住民説明会における、3号地埋立を最終処分場への変更について、「産業界など関係諸団体からの要請」と説明されているが、産業廃棄物の処分は、法的にも発生事業所が責任を持って処分することが決められている。

4. 産業廃棄物処分への地方自治体の関与は、産業廃棄物発生事業所の処分に違法行為がないかどうかの監視と指導であり、安易な関与は許されない。

現在のところ、産業界が積極的に廃棄物最終処分場設置のために努力した形跡が見られない中で、安易な公共関与が容認されれば、事実上、発生事業所の責任放棄を容認することにつながり、真の問題解決に逆行することになりかねない。

5. 開催された住民説明会での説明内容には、具体的な説明がなく、参加者からの質問に対しても具体的な答弁・説明がなされず、「処分場設置ありき」と疑われる説明となっている。具体的内容を明示できる住民説明会とすべきである。

6. 例えば、処分場への搬入道路の建設ルートと建設時期等が具体的に明示されず、「臨港道路の南伸について、愛知県建設部に要請したい」と答弁するにとどまっており、とても確約という内容とは言えない。また、住民生活への影響については、「環境アセスメント時に意見を求める」ということでは、住民を納得させることは、到底、不可能であり不誠実である。

7. 武豊町及び町議会は、住民の声に真摯に耳を傾け、住民の理解と納得を得る努力を最後まで貫くべきであり、安易な受け入れは許されない。

型どおりの住民説明会に留めることなく、住民アンケートを実施するなど、町民の声を具体的に集約する措置をとるとともに、最終的には住民投票を実施することも視野に入れて、慎重な上にも慎重に対応することを強く要請する。

以上の諸点から、衣浦港3号地の産業廃棄物等による埋立には、容認・賛成することはできず、反対であることを表明するものです。